

(加入金)

第 29 条 給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、[次の表](#)に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。

メーター口径	金額
13 ミリメートル	22,680 円
20 ミリメートル	60,480 円
25 ミリメートル	103,680 円
40 ミリメートル	353,160 円
50 ミリメートル	733,320 円
75 ミリメートル	1,763,640 円
100 ミリメートル	4,590,000 円
150 ミリメートル以上	8,793,360 円

- 2 [前項](#)による給水装置の改造工事(増径)の場合は、新旧メーターの口径に係る加入金額の差額を加入金額とする。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては還付することができる。

(手数料)

第 30 条 手数料は、次に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。

(1) 設計審査手数料

給水管の口径	金額(1件につき)	備考
13 ミリメートル	500 円	口径 20 ミリメートル以下の臨時給水栓工事、改造工事及び増設工事の場合は、徴収しない。
20 ミリメートル	900 円	
25 ミリメートル	1,200 円	
40 ミリメートル	2,600 円	
50 ミリメートル	3,800 円	
75 ミリメートル	8,100 円	
100 ミリメートル	14,200 円	
150 ミリメートル以上	20,400 円	

(2) 工事検査手数料

給水管の口径	金額(1件につき)	備考
13 ミリメートル	2,400 円	口径 20 ミリメートル以下の臨時給水栓工事、改造工事及び増設工事の場合は、その手数料の 2 分の 1 の額とする。
20 ミリメートル	2,700 円	
25 ミリメートル	3,300 円	
40 ミリメートル	5,100 円	
50 ミリメートル	6,600 円	
75 ミリメートル	11,600 円	
100 ミリメートル	19,600 円	
150 ミリメートル以上	27,200 円	

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 13,000 円

(4) 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 1件につき 1,000円

(5) [第33条第2項ただし書](#)の確認手数料 工事検査手数料の額に相当する額

(料金、手数料等の減免)

第31条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、[この条例](#)によって納付しなければならない料金、加入金、手数料、延滞金その他の費用を減額し、又は免除することができる。